

ラビッツクラブ湘南二宮 規約

(名 称)

第1条 この団体は、ラビッツクラブ湘南二宮(以下「本団体」という)と称する。

(目 的)

第2条 本団体は、子どもから高齢者まで多世代の人々が世代や性別をこえ、家族や友人たちと気軽に楽しく活動できる多様なスポーツ・健康づくりの場を町民に提供し、地域住民の健康増進と地域間のコミュニケーションを図るため、総合型地域スポーツクラブである、ラビッツクラブ湘南二宮を設立することを目的とする。

(事務局)

第3条 本団体の事務局は神奈川県二宮町山西60-4に設置する。

(事 業)

第4条 本団体は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)ラビッツクラブ湘南二宮の運営内容等を検討する役員会議の開催
- (2)ラビッツクラブ湘南二宮の対象地域に対するニーズ調査等の調査活動
- (3)ラビッツクラブ湘南二宮に関する広報活動
- (4)その他、ラビッツクラブ湘南二宮運営に向けて必要な事業

(組 織)

第5条 本団体は、代表、副代表を含む役員6名以内及び監事2名以内で構成する。

2 役員は、次に掲げる者の代表者及び関係者とする。

- (1) 公募による町民
- (2) 学識経験を有する者

(役 員)

第6条 本団体には、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 広報 2名以内
- (4) 監事 2名以内

(選 任)

第7条 役員は、役員会にて互選により選出する。

(職 務)

第8条 本団体の役員は、次の職務を行う。

- (1) 代表は本団体を代表する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 役員は、会計、広報、運営等の日常の業務を執行する。
- (4) 監事はクラブの運営と会務、会計を審議する。

(任 期)

第9条 本団体の役員の任期は令和5年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条 本団体の会議は役員会議とする。

- 2 役員会議は、代表が必要と認めるとき随時開催する。
- 3 役員会議は、役員半数以上の出席によって成立する。
- 4 役員会議の議事は、出席者の過半数によって決する。
- 5 役員会議は、その議決により必要に応じて、部会を設けることができる。

(会 計)

第11条 本団体の経費は、年会費・回数券の収入をもってあてる。

- 2 本団体の会計年度は施行日より令和5年3月31日までとする。

(規約の変更)

第12条 本規約を変更しようとするときは、役員会議に出席した役員4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

(補 則)

第13条 本規約の執行に関する細則は、役員会議の議決により必要に応じて別に定める。

(会 員)

第14条 会費を納めたものは会員とする。会員は本団体の開催する各種スポーツ教室やイベントに会員料金で参加できる。

附 則

1. この規約は、令和4年4月1日から施行する。